

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について

1. 背景

本政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行（公布から6月以内）に当たって必要となる改正事項を措置するものである。

2. 概要

○ 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、以下の改正が行われるところ。

＜マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）＞

・「都道府県知事等」の定義位置の変更（第9条第1項→第4条の2第2項）

＜マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）＞

・第5条の3から第5条の12までの10条ずつの繰り下げ

○ これらの改正に伴い、以下の3つの政令において所要の規定の整理を行う。

（1）マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）

（第1条関係）

（2）マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）

（第2条関係）

（3）地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

（第3条関係）

3. スケジュール

閣	議	令和7年8月26日（火）
公	布	令和7年8月29日（金）
施	行	令和7年11月28日（金）